

引越しワンストップサービスを利用して茨木市から転出される方へ

新住所に住み始めてから14日以内に、新住所地の役所で転入手続を行ってください。  
必要な持ち物については、新住所地の役所にお問い合わせください。

手続が必要な方	茨木市の手続	茨木市來庁の 必要性	新住所地での手続
マイナンバーカードをお持ちの方	手続は不要です。 転出届をするとコンビニでの住民票や印鑑登録証明書等の発行はできなくなります。 «本館1階 市民課 072-620-1621»	不要	マイナンバーカードを新住所地の市町村でも引き続きお使いいただくためには、転入届後に継続利用の手續が必要です。手続にはカード及びカードの暗証番号が必要になります。詳しい手続は、新住所地へお尋ねください。
印鑑登録をしている方	転出予定日を迎えるか、新住所地での転入届が完了すると茨木市の印鑑登録は自動的に廃止となります。別途の廃止手続は不要です。 «本館1階 市民課 072-620-1621»	不要	必要な方は新たに印鑑登録の手続をしてください。
国民健康保険の被保険者	①保険証・限度額適用認定証等を窓口または、郵送にて返還ください。転出（予定）日から茨木市の保険証は使用できません。  ②大阪府内の市町村へ転出される方は、高額療養費の自己負担限度額が軽減できる場合があります。詳しくは保険年金課へご相談ください。  ③修学のための転出や病院や施設などへの入院、入所のための転出の場合、引き続き茨木市国民健康保険が継続となることがあります。詳しくは、保険年金課までお問い合わせください。 «本館1階 保険年金課 072-620-1631»	不要	国民健康保険に加入される場合は、新住所地の市町村で加入手続をしてください。
後期高齢者医療保険の被保険者	①保険証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証等を窓口または郵送にて返還ください。転出（予定）日から大阪府の保険証は使用できません。  ②転出先の住所が施設や病院の場合、引き続き大阪府の後期高齢者医療保険が継続となることがあります。詳しくは、保険年金課までお問い合わせください。 «本館1階 保険年金課 072-620-1630»	不要	後期高齢者医療保険への加入は、新住所地の市町村で加入手続をしてください。
茨木市立小・中学校の児童生徒の保護者	現在、通っている学校から在学証明書と教科書給与証明書の交付を受けてください。（その際、引っ越しワンストップサービスを利用していることを学校に伝えてください。）※転出後も引き続き茨木市の学校への通学を希望する場合は、事前に学校教育推進課へ連絡してください（許可条件有）。 «南館6階 学校教育推進課 072-620-1683»	不要	在学証明書と教科書給与証明書を持参して転校手続をして下さい。
児童手当の受給者	ご家族全員の同時の引っ越しであれば、消滅届の提出は不要です。それ以外の場合は、下記までお問い合わせください。 «南館3階 こども政策課 072-620-1625»	不要	転出予定日の翌日から15日以内に手続をしてください。 ※15日以内に手続をされないと、支給されない月が出てきますので、ご注意ください。
児童扶養手当の受給者	・転出先で引き続き申請される場合は、諸届（住所変更届）が必要です。 ・転出先で引き続き申請されない場合は、喪失届が必要です。 ※いずれの場合も、下記までお問い合わせください。 «南館3階 こども政策課 072-620-1625»	不要	引き続き申請される場合は、転出先で申請手続をしてください。 ※申請に必要な書類等は、新住所地の担当課にお尋ねください。
認可保育所等を利用中の方	在籍施設の退所（園）手続のため、「退所届」を窓口または郵送にてご提出ください。 «南館3階 保育幼稚園事業課 072-620-1638»	必要 ※在籍施設に直接または市役所に既に提出済みの場合は不要	必要に応じて保育所等利用手続をしてください。
認可保育所等を利用希望中の方	保育所等利用申込の取下げ手続のため、「保育所等入所辞退及び入所申請取り下書」を窓口または郵送にてご提出ください。 «南館3階 保育幼稚園事業課 072-620-1638»	必要 ※市役所に既に提出済みの場合は不要	必要に応じて保育所等利用手続をしてください。
公立幼稚園または公立認定こども園（1号認定）に在園されている方	退園手続のため、在園している幼稚園・認定こども園に「退園届」を提出してください。 «南館3階 保育幼稚園事業課 072-620-1638»	不要	必要に応じて利用手続をしてください。
幼稚園の保育料・預かり保育料の無償化または認可外保育施設等利用料の無償化の認定を受けられている方	施設等利用給付認定の取下げ手続のため、「A-② 茨木市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更申請書」を窓口または郵送にてご提出ください。 «南館3階 保育幼稚園事業課 072-620-1638»	必要 ※市役所に既に提出済みの場合は不要	転出後の、無償化の認定手続については、事前に新住所地の市町村でご確認のうえ、手続をしてください。

こども医療の受給者	手続は不要です。  <現在お持ちの医療証について> 転出（予定）日をもって資格がなくなりますので、医療証は破棄してください。 «南館3階 こども政策課 072-620-1625»	不要	新住所地で新しい医療証の発行についてお尋ねください。
ひとり親医療の受給者	手続は不要です。  <現在お持ちの医療証について> ・医療証の返還が必要です。転出（予定）日をもって資格がなくなります。 ・後日、医療証返還のご案内を送付しますのでご確認ください。 «南館3階 こども政策課 072-620-1625»	不要	新住所地で新しい医療証の発行についてお尋ねください。
重度障害者医療の受給者	医療証を窓口または郵送にて返還するか、オンライン申請で「重度障害者医療証交付申請（変更）」の手続をしてください。転出（予定）日をもって資格がなくなります。 «南館2階 障害福祉課 電話:072-620-1636 ファックス:072-627-1692»	不要	新住所地でお尋ねください。
療育手帳所持者	大阪府外（大阪市・堺市含む）へ転出の方のみ →府外転出届を窓口またはオンライン申請にてご提出ください。その後、転入先で新たに手帳が発行されましたら、大阪府発行の手帳を郵送等にてご返却ください。 «南館2階 障害福祉課 電話:072-620-1636 ファックス:072-627-1692»	窓口にて申請される方は必要	新住所地でお尋ねください。
重度障害者福祉タクシー利用券所持者	タクシー利用券を窓口または郵送にて返還ください。転出（予定）日をもって資格がなくなります。 «南館2階 障害福祉課 電話:072-620-1636 ファックス:072-627-1692»	不要	新住所地でお尋ねください。
軽自動車、小型二輪、原動機付自転車（125cc以下のバイク）を所有する方	原動機付自転車（125cc以下のバイク）を所有する方で、転出に伴い定置場が変わられるか、引き続き茨木市内で別の方が使用される場合は、手続が必要です。 また、軽自動車・小型二輪についても、住所変更の手続が必要です。  詳しくは以下までお問合せください。 «原動機付自転車:本館2階 市民税課 電話:072-620-1614» «軽自動車:軽自動車検査協会高槻支所 電話:050-3816-1841（コールセンター）» «小型二輪:近畿運輸局大阪運輸支局 電話:050-5540-2058»  また、以下のHPでもご案内しています。 <a href="https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/samu/shiminzei/menu/kei_jidousha/tetuduki/tokoro/hitsuyo_mono.html">https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/samu/shiminzei/menu/kei_jidousha/tetuduki/tokoro/hitsuyo_mono.html</a>	原動機付自転車については、新住所地または郵送での手続可の場合あり	新住所地でお尋ねください。
国民年金加入者 (第Ⅰ号被保険者)	茨木市での手続は不要です。	不要	免除申請されている方で世帯主に変更があった場合は、手続が必要な場合がありますので新住所地でお尋ねください。
犬を飼っている方 (生後90日を経過した犬)	茨木市での手続は不要です。	不要	【マイクロチップを装着していて、環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録している犬の場合】 環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で住所変更を必ず行ってください。 これに加えて、転出先市町村によって犬の転入手続が必要な場合がありますので、茨木市ではマイクロチップで登録していた旨を伝えて手続方法をお問い合わせください。  【その他の犬の場合】 茨木市の犬鑑札を持って、転出先市町村で必ず手続をしてください。